



はじめに

労災保険は、本来、国内にある事業場に適用され、そこで就労する労働者が給付の対象となる制度ですから、海外の事業場で就労する方は対象となりません。

国内の事業場で就労していた方が転勤などで海外の事業場に派遣された場合についても、通常、派遣先の国の災害補償制度の対象となります。

しかし、外国の制度の適用範囲や給付内容が必ずしも十分でない場合もあることから、海外派遣者についても労災保険の給付が受けられる制度を設けています。

このパンフレットは、海外派遣者の特別加入について、その加入者の範囲、加入手続、業務災害・通勤災害の認定基準（保険給付の対象となる災害の範囲）などに関して、特に注意していただきたい事項を説明しています。

特別加入を希望する方はもちろん、すでに特別加入されている方もご一読いただき、特別加入制度についてご理解いただきますようお願いいたします。

も く じ

	ページ
1 特別加入者の範囲	3
2 特別加入の手続き	4
3 海外派遣と海外出張の区別	6
4 給付基礎日額・保険料	7
5 補償の対象となる範囲	8
6 保険給付・特別支給金の種類	9
7 支給制限	12
8 特別加入者としての地位の消滅	12
<様式記載例>	13
<リーフレット>海外派遣に関する報告書の廃止	15